



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
生活保護法による介護機関の指定(二七六・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(二七七・福祉政策課)	2
特定鳥獣保護管理計画の公表(二七八・自然保護課)	2
肥料の登録の有効期間の更新(二七九・水田総合利用課)	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(二八〇・商工業振興課)	3
都市計画の決定による送付図書の縦覧(二八一・都市計画課)	3
指名競争入札に参加する者に必要な資格(二八二・リハビリテーション・精神医療センター)	3
保安林の指定の予定(二八三・森林整備課)	4
保安林の指定解除の予定(二八四・秋田地域振興局農林部)	5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホームバンドー大館	バンドーアパレル株式会社代表取締役社長	大館市釈迦内字下清水二十七	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年三月三日
ケアセンターようこう萬堂	有限会社ようこう取締	北秋田郡鷹巣町材木町一の十八	通所介護 居宅介護支援事業	平成十五年三月七日
森吉町生活支援ハウス指定 通所介護事業所	森吉町長	北秋田郡森吉町米内沢字寺ノ上八十五番地	通所介護	平成十五年四月一日

## 告 示

- 保安林の指定の解除(二八五・仙北地域振興局農林部).....5
- 特定計量器定期検査の実施(二八六・計量検定所).....6
- 開発行為に関する工事の完了(二八七・北秋田地域振興局建設部).....6
- 公 告
- 土地改良区の合併の認可(山本地域振興局農林部).....7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....7
- 土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部).....7
- 県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所).....8
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習会の実施(三二一).....8
- 少年指導委員の委嘱(三三三).....8

秋田県告示第二百七十六号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十五年四月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

グループホームすずめだて	有限会社すずめだて取締役	南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原八十八の五	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年三月十八日
グループホーム恵の里	有限会社恵の里取締役	南秋田郡天王町天王字棒沼台二百八十七番地十一	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年三月十八日

秋田県告示第二百七十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十五年四月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

森吉町老人デイサービスセンター事業所	開設者氏名又は名称 森吉町長	所 在 地 北秋田郡森吉町阿仁前田字下前田家の前六十二の一	サービスの種類 通所介護	廃止年月日 平成十五年三月三十一日
--------------------	-------------------	----------------------------------	-----------------	----------------------

秋田県告示第二百七十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ三第一項の規定により、次のとおり秋田県力モシカ保護管理計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第一条ノ二第四項の規定に基づき、公表する。  
平成十五年四月十一日

づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第二百七十九号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年四月十一日

「次のとおり」は、省略し、生活環境文化庁自然保護課及び各地域振興局農林部森

秋田県知事 寺 田 典 城

登録番号 秋田県 第一八九号	肥料の種類 炭酸カルシウム肥料 及び名称	保証成分量（％） その他の規格 アルカリ分 53%	生 産 業 者 氏名又は名称 八戸炭酸カルシウム工業株式会社	住 所 青森県三戸郡階上町大字角柄折 字柳平二八番地六	更新後の 登録の有効期間 平成十五年四月三日から 平成二一年四月二日まで
----------------------	----------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	---

秋田県告示第二百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県前橋市日吉町四丁目四十番十一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機 テックランド横手店  
横手市赤坂字館ノ下八十番地一外
- (三) 小売業を行う者の氏名及び住所  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇  
群馬県前橋市日吉町四丁目四十番十一号
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十五年十二月五日
- (五) 店舗面積の合計  
千六百九十六平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数  
百十二台
- (七) 駐輪場の収容台数  
二十五台
- (八) 荷さばき施設の面積  
百八十四平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量  
六十四立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後九時三十分まで
- (十一) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後九時三十分まで

(一) 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

(二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後九時まで

(三) 届出年月日

平成十五年三月三十一日

(四) 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
横手市役所 商業観光課

(二) 期間

平成十五年四月十一日から同年八月十一日まで

(三) 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

(四) 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(五) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、二ツ井町長から都市計画の図書の写しの送付があつたので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年四月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

二ツ井都市計画公園（四・四・一号二ツ井中央公園）の決定の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七條の十一第二項の規定により、秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが所管する業務に係る平成十五年度分委託業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格

等を次のとおり定めただので、同条第三項において準用する令第六十七條の五第二項の規定に基づき、公示する。  
 平成十五年四月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 委託業務の種類及び履行期間
- (一) 委託業務の種類
- (1) 産業廃棄物(廃プラスチック類等)及び特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物)の収集運搬処理業務
- (二) 委託業務の履行期間
- 平成十五年五月一日から平成十六年三月三十一日までの間で秋田県立リハビリテーション・精神医療センター所長が別に定める期間
- 二 指名競争入札に参加する者に必要な資格
- (一) 令第六十七條の十一第一項において準用する令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十四條第一項及び第四項並びに第十四條の四第一項及び第四項の規定に基づき知事の許可を受けている者であること。
- 三 資格審査の申請方法
- (一) 申請に必要な書類(以下「申請書類」という。)
- (2)(1) 指名競争入札参加資格審査申請書  
添付書類  
ア 営業経歴書

- イ 契約実績届
- (二) 申請書類の用紙の交付場所及び問い合わせ先並びに申請書類の提出場所
- 郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地  
 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総務管理班(電話〇一八 八九二 三七五一)
- (三) 申請書類の提出方法
- (二)に掲げる場所に持参すること。ただし、県内に本社(本店)又は支店等がない場合のみ郵送による提出を認める。
- (四) 申請書類の受付期間
- 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年四月十五日(火)から同月二十二日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 その他
- (二)(一) 指名については、委託業務の説明会の開催前に代表者あて通知する。  
資格審査の結果指名されない場合がある。
- 秋田県告示第百八十三号  
 森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。  
 平成十五年四月十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

郡	森 林	市	の	所	在	場	所	全	面	積	保安林指定	指定の目的	指 定 施 業 要 件
男鹿市		北浦入道崎						台 平方 メー トル)	帳 見 込 み	(ヘクタール)	(ヘクタール)		立木の伐採の方法
" " " " "		親 沢											伐採種別
" " " " "		鷺ノ浜											標準伐期齡
一四の二													主伐として
二二の二													伐採をすることができ
二五の二													る立木は、
一九の二													当該立木の
二四の四													所在する市
二八の一													町村に係る
六、一〇八													(附属明細書のとおり)
六、一〇八													(附属明細書のとおり)
〇・六二〇八													(附属明細書のとおり)
〇・四一八二													立木の伐採
〇・五〇九六													の限度及び
〇・四一四五													植栽の並び
〇・一六九〇													及び方
〇・六四一四													法、植栽の並び
〇・六一〇八													及び方
													樹種



仙北郡	中仙町	長野	長野山	二十二の一	一〇二、九八二	一〇・二九八二	一〇・二九八二	一〇・二九八二	〇・五九四四	なだれの危険の防止兼 公衆の保健	道路用地とするため
-----	-----	----	-----	-------	---------	---------	---------	---------	--------	---------------------	-----------

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡中仙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十六号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十五年四月十一日

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所  
秋田県知事 寺 田 典 城

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
大瀧村	非自動ばかり及び分銅等	平成十五年五月十四日	午後一時から午後二時まで	大瀧村臨時計量器検査所
若美町	"	平成十五年五月十五日	午前十時から午前十一時まで	若美町臨時計量器検査所
天王町	"	平成十五年五月十五日	午後一時から午後三時三十分まで	天王町臨時計量器検査所
八郎潟町	"	平成十五年五月十六日	午前十時から午前十一時三十分まで	八郎潟町臨時計量器検査所
井川町	"	平成十五年五月十六日	午後一時三十分から	井川町臨時計量器検査所

飯田川町	"	平成十五年五月二十二日	午後三時まで	飯田川町臨時計量器検査所
昭和町	"	平成十五年五月二十二日	午前九時三十分から午前十一時まで	昭和町臨時計量器検査所
五城目町	"	平成十五年五月三十日	午後一時から午後三時三十分まで	五城目町臨時計量器検査所

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十五年五月十四日から同年五月三十一日まで

三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第二百八十七号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年七月九日付け指令北建 千二百五十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十五年四月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 北秋田郡田代町早口字上野四十三番一  
 田代町 町長 吉田 光明

二 開発区域に含まれる地域の名称  
 田代町早口字上野四十七番四、四十九番三、田代町早口字弥五郎沢一番五、及び  
 四番三

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成十五年四月一日土地改良区の合併を許可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年四月十一日

一 合併により設立された土地改良区

能代市東土地改良区

二 合併により解散した土地改良区

能代市鶴形土地改良区

能代市産物土地改良区

能代市常盤本郷土地改良区

能代市苧橋堰土地改良区

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、河  
 辺町土地改良区から次のとおり役員  
 の退任及び就任の届出があったので、同条第十七  
 項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月十一日

一 退任理事の住所及び氏名

河辺郡河辺町北野田高屋字前田十五番地

諸井字福神二十八番地二

高岡字川原田七十四番地

松測字松測二十三番地

和田字和田百二十一番地の二

諸井字大部二百六十四番地

和田字和田百八番地

秋田県知事 寺 田 典 城

金 慶 一

進 藤 芳 明

藤 原 寿 好

伊 藤 隆 治

佐々木 義太郎

田 近 金 一

高 橋 三 郎

河辺郡河辺町和田字坂本北三百二十一番地 田 近 耕 吉  
 " " " 高岡字河原田下段四百十五番地 中 村 幸 光  
 " " " 諸井字山根六十八番地 長 谷 部 儀 俊  
 " " " 赤平字小蟹沢四十七番地 田 口 三 男  
 " " " 松測字川原田三十四番地 長 谷 川 精 二

二 退任監事の住所及び氏名

河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野七十八番地 早 川 昭 良  
 " " " 諸井字下川原百八十三番地 熊 谷 新 助  
 " " " 和田字式田下袋四十五番地一 石 井 政 直  
 " " " 赤平字中村一番地一 田 口 則 芳

三 就任理事の住所及び氏名

河辺郡河辺町赤平字小蟹沢四十七番地

" " " 字中村五十四番地 田 口 三 男

" " " 高岡字川原田七十四番地 菅 原 正 人

" " " 諸井字福神二十八番地二 藤 原 寿 好

" " " 字山根六十八番地 進 藤 芳 明

" " " 字大部二百六十四番地 長 谷 部 儀 俊

" " " 和田字坂本北三百二十一番地 田 近 金 一

" " " 字和百二十一番地の二 田 近 耕 吉

" " " 字岡村三百五十六番地 佐々木 義太郎

" " " 北野田高屋字前田十五番地 鈴 木 清 隆

" " " 松測字松測二十三番地 金 慶 一

" " " 字川原田三十四番地 伊 藤 隆 治

" " " 就任監事の住所及び氏名 長 谷 川 精 二

河辺郡河辺町高岡字河原田下段四百十五番地 中 村 幸 光

諸井字下川原百八十三番地 熊 谷 新 助

和田字式田下袋四十五番地一 石 井 政 直

北野田高屋字茱萸野七十八番地 早 川 昭 良

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、  
 次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同  
 条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月十一日

一 秋田市上北手猿田土地改良区

秋田県知事 寺 田 典 城

秋 田 県 公 報

- (一) 昭和三十九年四月 平成十四年十一月二十七日
  - (二) 警備法 土地改良事業(猿田沢地区原単小規模土地改良事業(かんがい排水))
  - 秋田市上北手猿田土地改良区
  - (一) 昭和三十九年四月 平成十五年一月二十日
  - (二) 警備法 土地改良事業(舞子の土地区画整理十坪の改修事業(かんがい排水))
- 秋田十坪の改修事業(舞子北地区区画整理事業)の工事の工費は昭和三十五年三月二十七日昭和三十九年の十坪の改修費(昭和三十四年建設費百九十五万円)建設十二条の二第三項の規定に照し、公費とす。
- 平成十五年四月十一日

秋田県長 田 田 敏 賢

公 告 警 備 法 第 32 号

秋田県公安委員会告示第32号

警備法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第1条の規定に基づき、公示する。

平成15年4月11日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 実施年月日  
平成15年7月7日(月)から7月14日(月)までの土曜日、日曜日を除く6日間の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 2 実施場所  
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふさみ会館
- 3 受講定員  
30人
- 4 受講資格者  
(1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
(2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者  
(3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該

検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 正副2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

(3) 受講資格を証明する資料

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成15年6月2日(月)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所

県内の各警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

7 手数料

37,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 本年度の秋田県における警備員指導教育責任者講習は、本講習1回限りとする。

(2) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(3) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話018 863 1111内線3042、3043)又は県内の各警察署生活安全係に問い合わせること。

秋田県公安委員会告示第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により次のとおり少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成15年4月11日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道



氏 名	住 所	活 動 区 域
佐藤 博 明	鹿角市尾去沢字蟹沢17 2	鹿角市花輪駅前、大 町等市街地区
石木田 誠 一	鹿角市花輪字下中島104	
日高 玲 子	鹿角市花輪字八正寺98 5	
柳 田 亮 子	鹿角市花輪字堰向79	
鈴木 國 雄	大館市字観音堂542 24	
田 畑 重 信	大館市釈迦内字山神台51 2	大館市大町、常盤木 町等市街地区
藪 田 金 光	大館市上代野字稻荷台19 3	
虻 川 忠 博	大館市沼館字神田表192 3	
佐 藤 良 司	大館市有浦三丁目4 7 3	
石 山 元 一	北秋田郡田代町山田字向館12	北秋田郡田代町早口字金堀沢33 3
小 林 勝治郎	北秋田郡田代町早口字金堀沢33 3	
船 山 捷 治	能代市万町7 30	
柳 谷 永 逸	能代市柳町10 20	
大 友 ト シ	能代市万町2 2	
落 合 和 子	能代市字田子向145 16	能代市柳町、畠町等 市街地区
塚 本 正	能代市柳町9 35	

大友 英 治	能代市住吉町12 3	男鹿市船越地区
小 玉 正 富	男鹿市船越寺後68	
天 野 康 誠	男鹿市船越字一向67 68	
板 橋 信 男	男鹿市船越字内子1 457	
渡 邊 清 明	秋田市土崎港中央一丁目10 21	
渡 部 和 雄	秋田市土崎港中央六丁目8 6	
関 口 覺	秋田市飯島穀丁9 48	
吹 矢 修	秋田市土崎港中央四丁目4 32	
藤 井 俊 弥	秋田市土崎港中央一丁目15 42	
多 田 誠 観	秋田市土崎港中央三丁目7 2	
多 可 公 平	秋田市大町一丁目2 24	秋田市土崎中央地区
伊 藤 信 夫	秋田市川尻御休町3 22	
五十嵐 正 秋	秋田市大町六丁目2 59	
松 嶋 文 康	秋田市保戸野すわ町12 2	
武 田 和 夫	秋田市川尻総社町5 16	
宇佐美 正 悦	秋田市大町二丁目5 13	秋田市山王地区、大 町地区
森 洋	秋田市川尻みよし町13 16	

富川 有 策	秋田市榎山共和町 9 13	秋田市駅前地区、中通地区
三浦 修 一	秋田市桜一丁目17 32	
布施 悦 子	秋田市保戸野すわ町1 6	
村上 建 一	秋田市旭南二丁目4 2	
加藤 長二郎	秋田市東通明田 3 10	
大友 幾 雄	秋田市榎山南中町 5 3	
渡辺 英 司	秋田市東通明田 9 15	
木 村 詔	秋田市東通観音前 2 37	
高橋 幸 子	秋田市広面字長沼 7 5	
石井 和 夫	本荘市出戸町字一番堰279	
今野 徳 明	本荘市東町 6	本荘市東町、谷地町等市街地区
安保 栄 和	本荘市表尾崎町12 10	
佐藤 順 悦	本荘市花畑町二丁目16 1	
鈴木 鉄 蔵	大曲市若葉町 2 51	大曲市通町、丸の内等市街地区
有坂 健 蔵	大曲市白金町 6 9	
佐藤 久	大曲市栄町13 17	
沓 沢 孝 志	大曲市通町 2 35	

有 明 謙	大曲市大町 1 21	湯沢市表町、柳町等市街地区
池田 利 夫	大曲市上大町 4 28	
神原 義 征	横手市大屋新町字小松原 4	
鎌 田 勲 一	横手市下境字大橋脇160	
伊藤 孝 助	横手市前郷二番町 3 16	
鶴 田 徹 二	横手市清川町10 15	
高橋 克 己	湯沢市裏門二丁目 2 3	
阿部 和 夫	湯沢市清水町一丁目 1 43	
桐 谷 一 利	湯沢市清水町二丁目 4 15	
長 雄 潤 二	湯沢市大町二丁目 1 17	

発行所 秋 田 県

秋田県庁本館一階一課一印

〒990-1101 秋田県秋田市山王七丁目五番二十九号

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-876666 FAX 082-876666  
E-mail: matsubarainatsu.co.jp  
秋田県庁本館一階一課一印

